

**第1回十条富士見中学校サブファミリーブロック
小学校適正配置検討協議会議事要録**

● **日時・場所・参加者**

- (1) 日時：平成28年6月20日(月)19時00分～20時22分
- (2) 場所：岸町ふれあい館第5集会室
- (3) 出席者：協議会委員26名　傍聴人：3名

1 北区教育委員会事務局教育振興部学校適正配置担当部長挨拶

2 委員自己紹介

3 十条富士見中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会説明

- ・北区教育委員会事務局学校適正配置担当課長より説明があった。
(質疑応答の内容は、次ページを参照)

4 議題「協議会の運営方針等について」

(質疑応答の内容は、次ページを参照)

- (1) 十条富士見中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会設置要綱(案)について、事務局から説明があり、協議の結果、原案どおり設置要綱を決定した。
- (2) 委員の互選により、座長には、十条地区町会連合会推薦の栗橋委員、副座長には、十条台地区連合町会推薦の沖田委員を選出した。
- (3) 十条富士見中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会傍聴規程(案)について、事務局から説明があり、協議の結果、原案どおり傍聴規程を決定した。
- (4) 十条富士見中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の設置及び運営方針(案)について、事務局から説明があり、協議の結果、幹事会を設置することし、原案どおり運営方針を決定した。
- (5) 今後の協議の進め方について、事務局から以下の説明があり、協議の結果、今後の協議の進め方を決定した。
 - ・協議会ごとに議題を定め、一つひとつ合意を経て進めていく。
 - ・協議会開催前に、幹事会を開催し、論点の整理、資料の精査等を行う。
- (6) 結果等の周知について、事務局から以下の説明があり、協議の結果、結果等の周知

について決定した。

- ・協議会の開催ごとに、協議会だよりを発行し、町会・自治会の回覧板、掲示板によりお知らせする。また、ブロック内の小中学校の児童及び生徒を通じて、全保護者へ配付するとともに、ブロック内の幼稚園、保育園及び児童館へ掲示を依頼する。
- ・協議会議事要録を作成し、協議会だより及び協議会資料とあわせて、ブロック内の地域振興室等で閲覧ができるようにする。
- ・協議会だより及び協議会議事要録は北区ホームページへ掲載する。
- ・幹事会検討経過及び幹事会資料は非公開とする。

● 説明及び質疑応答

※「教育委員会事務局委員」は「教委」とする。

※東京都北区立学校適正配置計画については7ページ以降を参照。

3 学校適正配置計画説明

事務局

1 区立小学校適正配置計画の適正配置計画策定の趣旨

全国的な少子化が進行する中、北区においても児童数が減少し、ピーク時と比較すると、児童数は3割以下となっている。一方で、小学校の数は、昭和51年のピーク時と比較すると、約8割が存続しており、複数の小学校で児童数減少による小規模化が進んでいる状況である。このような少子社会の中で、子どもたちが生きる力、社会に生き抜く力を育てていくためには、子どもたちが学校という集団生活を通して、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、互いに切磋琢磨することができる教育環境、集団のルールを学び、社会性を身につけることができる教育環境が必要である。学校適正配置計画は、こうした教育環境を整え、学校が本来の機能を十分発揮できるようにするための計画である。小規模校では、個に応じたきめ細やかな指導や、異学年間の縦の交流が生まれやすい、学校が一体となって活動しやすいなどのメリットがある一方で、集団の中で多様な考え方に触れる機会や、学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい、学級間の相互啓発がなされにくい、クラス替えが困難で人間関係や相互の評価等が固定化しやすい、集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる、などのデメリットがある。こうした状況を鑑みて、北区教育委員会では、区立小学校の教育環境の改善と向上を図るため、学識経験者や区議会、地域、保護者、教育関係団体、教職員の代表者等で構成する東京都北区立学校適正規模等審議会（以下「学適審」という。）に対して、適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方について諮問を行い、平成21年9月、第三次答申を得た。この第三次答申を踏まえて、北区教育委員会の考え方を案として示し、パブリックコメントの実施結果や北区議会からの意見を参考に、東京都北区立学校適正配置計画を平成24年2月に策定した。さらに、児童数の動向を計画に

反映させるために、平成27年に改めて児童数の推計を行い、これをもとに、こちらの計画の一部改訂した。

2 学校規模や通学距離等の基準

学校規模からみたブロックにおける検討の基準は、学適審第三次答申に基づく基準となっている。表では5段階の規模とそれぞれの対応を示している。こちらは、子どもたちが学ぶ教育環境、多様な学習指導の展開、教育を行う側である教職員の体制の充実などの観点からの検討の基準となっている。第1段階の適正規模については、1学年2～3学級の規模で6学年まで構成されているものであり、このような規模を理想的な教育環境であるとしている。第2段階の当面存続規模は、1学年25人、1学級であっても20人を下回る学年が複数存在しないというものである。表の3、4、5の段階になると、当面存続規模を下回るため、検討に着手するものとなっている。また、(2)の区立小学校の通学距離に関する基準は、通学距離も学校適正配置においては重要な要素である。この基準は、学適審第二次答申に基づく基準であるが、通学距離は、通学上の安全確保や小学生の体格・体力を考慮して、1km程度としている。北区では、中学校1校と幾つかの小学校、幼稚園の組み合わせをサブファミリーと呼んでいる。このサブファミリーの範囲を一つのブロックとして、学校適正配置の検討を行っている。各ブロック内で当面存続規模を下回る小学校が存在しないような配置と、学校は地域に支えられて教育活動を行っているので、小学校と地域の関係性の希薄化を防ぐために、現在19ある連合町会・自治会、または青少年地区委員会の区域内には、必ず小学校1校を配置することとしている。

3 計画期間及び協議期間

計画では、当面存続規模を下回る小学校が存在するブロックの適正配置を行うことを目標としている。既にAグループ及びBグループの四つのサブファミリーブロックで協議を行い、このうち田端中学校サブファミリーブロックでは、滝野川第一小学校と滝野川第七小学校が統合し、平成26年4月に田端小学校が開校した。また、稲付中学校サブファミリーブロックでは、清水小学校と第三岩淵小学校を統合し、本年4月に西ヶ丘小学校が開校した。さらに、滝野川紅葉中学校サブファミリーブロックでは、適正配置検討協議会において、滝野川第六小学校と紅葉小学校が統合することとなり、平成29年4月の統合新校開校に向け、現在協議中である。さらに、明桜中学校サブファミリーブロックでは、通学区域を変更することにより各小学校で適正規模を確保できると見込まれたため、ブロック内の通学区域を、平成29年4月に変更することにした。桐ヶ丘中学校と十条富士見中学校のサブファミリーについては、Cグループとして平成28年度から協議をする。協議期間としては、これまでの適正配置の協議状況などを踏まえ、3年間を一つの目安と考えている。

4 ブロック別の協議の進め方

小学校適正配置検討協議会で行う協議の代表的な内容を示している。具体的には、児童数推計の上、小学校数を提示するので、ブロック内での小学校の適正な配置、通学区域の変更、小学校数を検討いただきたい。(4)の協議を行う期間については、適正配置に関する協議を2年、その後の統合新校の開設準備に関する協議を1年とし、3年後の統合新校開校を一つの目安としている。なお、協議の進捗状況によっては、こちらの目安に関わらず協議を進めて、早期の統合新校の開設を目指すものとしている。

5 適正配置における統合のルール

統合を行う場合の原則として、次の3点がある。1点目は、学校の規模及び設置のときからの経過年数に関わらず、対等統合とすること。2点目は、統合校は新校とすること。3点目は、新校の校名、校歌及び校章は新たに定め、校歴は新校の設立のときから起算すること。

本ブロックの適正配置の対象校は、王子第二小学校、王子第三小学校、王子第五小学校、荒川小学校、十条台小学校の5校である。本ブロックの通学区域ですが、東西に2.1km、南北に1.9kmとなっており、幹線道路では、ブロックの北側に環状7号線、東側に補助83号線(旧岩槻街道)、中央を横断する形で、補助85号線が通っている。小学校は、JR埼京線の東側に3校、西側に2校が設置されている。また、地域コミュニティとの関係では、JR埼京線の西側が十条地区町会連合会、東側が十条台地区連合町会で、2連合会の地域となっている。3の小学校数の検討にあたり、ブロックの現況についてご説明いたしたい。(1)の児童数の動向は、平成27年の5校をあわせた児童数が1,010名程度だったが、(2)の長期的な児童数の動向を見ると、ブロック全体の児童数は、今後5年程度は現在の水準を維持した後、平成37年くらいまでは2割程度増加する。その後は減少に転じていくものと見込んでいる。ブロック内には当面存続規模の小学校が多く、5校がともに適正規模を確保することは難しい状況となっている。児童数の動向は、各学校の通学区域内の未就学児童の居住状況やこれまでの就学状況から、平成32年までの5年間について、学校別の児童数を推計したものである。表の括弧の中の数字は、学級数を示している。適正規模の学級数は12学級以上で、児童数は、350名程度の児童が安定的に確保される必要がある。校舎の建築年度を見ると、昭和30年代に建築された校舎がブロック内に2校ある。学校施設の目標使用年数は65年になっている。改築には設計・工事を含めると5年ほどかかり、本ブロック内で一番古い学校は、本年で築58年を迎えることになる。北区立小中学校改築改修計画では、適正配置の協議対象となっているサブファミリーブロックの小学校については、協議終了後に事業化を検討することとなっている。これらを踏まえ、学校数の検討に

については、十条駅西口付近の市街地再開発事業などの開発計画も見据える必要もある。ブロック全体の児童数や通学距離なども考慮し、4の適正配置計画では、小学校数を3から4とした上で、小学校の配置及び通学区域の変更について、ブロック協議において、小学校数とあわせて検討することとさせていただいた。教育委員会では、今後、この適正配置計画を、いわゆるたたき台として、保護者の皆様や地域の皆様と十分協議を重ね、その中で提案されたご意見なども尊重し、現在及び将来の子どもたちのよりよい学びの基盤づくりに取り組んでまいりたい。

委員 王子第二小学校では、この協議会に先立ち、PTAの保護者の皆様に対して、事務局の方に来ていただき、説明会を一度行った。その中で質問をしたので、その答えが今日聞けると思っているので、もう一度質問させていただく。十条駅の再開発の問題、都営住宅、それから北区役所の移転等、色々な問題で、想定できる部分が少ない状況の中で、なぜこの年度で今回の適正配置をするという話になったのかを、お聞かせいただきたい。

教委 北区としては、東京都北区立学校適正配置計画を作り、A、B、Cの3グループに分けて、順次年度に沿って進めている。その中で、Cグループに、十条富士見サブファミリーブロックが入っており、今年度から開始する計画だった。ただ、その直前の年度で一部児童数などを踏まえて、もう一度検討し直しているところである。十条地区は再開発があったり、最近子どもの数が増えているという実情があるが、十条台地区ではそれほど増加が見込めないため、この段階で皆様に集まっていただき、ご意見をいただく。それに併せて、校舎の建てかえも近づいてきているという、非常に難しい状況が多々あるが、そういったものを全部踏まえて、この段階で、地域の皆様、PTAの皆様、学校の皆様にいろいろご協議いただいた上で、今後考えさせていただきたい。

委員 それでは、協議の内容によっては、今年度から3年後を目安にという話になっているが、協議の内容によっては、それがずれていくということも可能性としてあると認識してよろしいのか。

教委 3年ということをやっているので、最初から長引くという前提ではない。ただし、今後、3年をめどにやっていただく中で、協議に色々な話が出てきて、どうしてもということになれば、また考えさせていただきたい。

委員 学校施設の状況に関して、65年使用年数をめどに建てかえという話だが、これは校舎の改修とか耐震補強を行うための65年という規準なのか。

教委 耐震補強はもう北区は全部済んでいる。建てかえは、65年を超えたから

すぐに、というわけではなく、校舎の目標使用年限が65年である。ただし、まだ65年を迎えた校舎はないので、その時点でどうするかというのはまだ未定である。計画に従って建てかえている。

委員 資料の開示を要望する。児童数の動向が、平成37年度までは増加傾向となり、37年度以降は、減少傾向と資料では謳っている。ただ、それはあくまでも増える、減るというだけの開示だけであって、これがどういう動向で見て減っていくのか、そのあと、どういう状況で増えていくのかという、細かい資料をいただきたい。

教委 資料については、都の児童推計と北区の将来人口推計等を用いている。資料の根拠については関係部署等と協議させていただき、確認を取らせていただきたい。

東京都北区立学校適正配置計画（平成27年12月一部改訂）（概要）

1 区立小学校の適正配置計画策定の趣旨

近年、全国的な少子化が進行する中で、北区においても区立小学校の児童数はピーク時（44,841人）の3割以下（11,653人※1）にまで減少している。一方で、小学校数はピーク時（46校）の8割以上（37校※2）が存続しており、小学校の小規模化が進んでいる。（※1：平成27年5月時点。※2：平成28年4月の第九次適正配置により36校。）

このような少子社会の中においても、子どもたちの生きる力を育むためには、子どもたちが学校での集団生活を通して、互いに学び合い切磋琢磨することができる教育環境、集団のルールを学び、社会性を身につけることができる教育環境が必要である。

学校適正配置は、こうした教育環境を整え、学校が本来の機能を十分発揮することができるようにするための施策である。北区教育委員会は、東京都北区立学校適正規模等審議会（以下「学適審」という。）第三次答申（平成21年9月）を踏まえ、北区の教育改革を進める基盤となる区立小学校の教育環境の改善と向上を図るため、平成24年2月に東京都北区立学校適正配置計画を策定した。

なお、同計画でCグループとした2つのブロックについて、最新の児童数の動向を計画に反映させるため、平成27年に改めて推計を行い、これに基づき計画の一部改訂を行った。

2 学校規模、通学距離等の基準

（1）学校規模からみたブロックにおける検討の基準（学適審第三次答申）

	学校規模	対応
1	適正規模 （1学年2～3学級）×6学年	
2	当面存続規模 （1学年25人）×6学年 ただし、20人を下回る学年が複数存在しない	将来的にブロック内で検討する可能性あり
3	当面存続規模を下回る場合	ブロックで検討に着手 （ただし、当該校が必ず対象となるわけではない）
4	連続する2学年において、それぞれ10人を下回る児童数になった場合	学校ファミリー等の補完でも補いきれる状況ではないと判断した場合には、検討着手
5	複式学級になると見込まれる場合	当該校について直ちに検討着手（ブロックにおける協議とは別の対応）

※ブロックは、北区学校ファミリー構想における、サブファミリー（以下「SF」という。）の範囲とする。

（2）区立小学校の通学距離に関する基準（学適審第二次答申：平成14年11月）

通学上の安全確保や小学生の体格・体力に応じた通学距離

通学距離	1 km程度
------	--------

（3）学校配置に関して配慮すべき事項（学適審第三次答申）

- ・各ブロック内で当面存続規模を下回る小学校が存在しないように配置を検討する。
- ・学校と地域の関係性の希薄化を防ぐため、区内に19ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に1校は必ず配置する。

3 計画期間及び協議期間

本計画は、当面存続規模を下回る小学校が存在するブロック(12ブロック中6ブロック)の適正配置を行うことを目標とする。1グループ当たりの協議期間は、学校の配置や統合時期等に関する協議に要する期間を2年間、その後の統合新校の開設準備に関する協議に要する期間を1年間として、3年後の統合新校開設を目安とする。

	ブロック	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	計画学校数
Aグループ	田端中SF	協議期間 学校配置・新校開設 等協議・準備協議		統合新校 開設(※)						2
	稲付中SF	協議期間 学校配置及び 統合時期等協議			新校開設 準備協議	統合新校 開設(※)				2
Bグループ	滝野川紅葉中SF		児童数推 計の上、 小学校数 提示	協議期間 学校配置及び 統合時期等協議		新校開設 準備協議	統合新校 開設			3~4
	明桜中SF			協議期間 通学区域等 協議	周知期間	通学区域 変更				4
Cグループ	桐ヶ丘中 SF	・桐ヶ丘郷小 ・袋小 ・八幡小 ・赤羽台西小			児童数推 計の上、 小学校数 提示	協議期間				3
	十条 富士見中 SF	・王子第二小 ・王子第三小 ・王子第五小 ・荒川小 ・十条台小				学校配置及び 統合時期等協議	新校開設 準備協議	統合新校 開設		3~4

※ Aグループの対象である2ブロックの統合新校開設時期について、当初の計画では平成27年度としていたが、小学校適正配置検討協議会での協議の結果、上記のとおり合意に至った。

4 ブロック別協議の進め方

- (1) 小学校適正配置検討協議会の設置
小学校の適正配置及び新しい学校づくりなどについて協議する組織として、ブロック毎に「小学校適正配置検討協議会」を設置する。
- (2) 小学校適正配置検討協議会委員の構成
小中学校PTA代表、町会・自治会等地域代表、小中学校長及び教育委員会事務局職員
- (3) 協議内容
学校の配置や統合の時期など。統合に関する協議終了後、統合新校開設に向けた協議を行う。
- (4) 協議期間
協議期間は、適正配置に関する協議を2年間、その後の統合新校の開設準備に関する協議を1年間として、3年後の統合新校開設を目安とする。なお、協議の進捗状況によっては、協議期間の目安にかかわらず協議を進め、早期の統合新校の開設を目指すものとする。

5 適正配置における統合のルール

- 1 ルールは、次のとおりとする。
 - (1) 統合は、学校の規模(校舎及び校庭の面積、児童又は生徒の数等をいう。)及び設置時からの経過年数(以下「校歴」という。)にかかわらず、対等統合とすること。
 - (2) 統合校は、新校とすること。
 - (3) 新校の校名、校歌及び校章は新たに定め、校歴は新校設置の時から起算すること。
- 2 関係者における合意の尊重
適正配置に係る関係校の児童又は生徒の保護者等において、上記(3)と異なる合意がなされた場合には、上記(3)の規定にかかわらず、当該合意を尊重するものとする。

東京都北区立学校適正配置計画（平成27年12月一部改訂）

十条富士見中学校SFブロック

1 適正配置検討対象校

- 王子第二小学校
- 王子第三小学校
- 王子第五小学校
- 荒川小学校
- 十条台小学校

2 地域の状況

本ブロックは王子駅と東十条駅との間の西側に位置し、東西に約2.1km、南北に約1.9kmの通学区域となっています。ブロックの中央を南北にJR埼京線が通っており、JR埼京線の東側に3校、西側に2校が設置されています。

幹線道路などの状況は、JR埼京線のほか、ブロック北側に環状七号線、東側に拡幅計画のある補助83号線（旧岩槻街道）、中央を横断する補助85号線が通っています。

地域コミュニティとの関係では、JR埼京線の西側が十条地区町会連合会、東側が十条台地区連合町会の区域となりますが、いずれの連合町会・自治会も区域内に複数の小学校が設置されています。

3 小学校数の検討

本ブロックの平成27年5月1日時点の総児童数（普通学級）は、1,010人となっています。

ブロック全体の児童数は、今後5年程度は現在の水準を維持し、平成37年度には1,240人程度まで増加しますが、その後は減少に転じる見込みです。ブロック内には当面存続規模の小学校が多く、5校がともに適正規模を確保することが難しい状況となっています。一方、十条駅西口地区市街地再開発事業などの開発計画があるため、本ブロックにおける小学校数は、3～4校としました。

4 適正配置計画

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 本ブロックにおける小学校の数は、3～4校とする。</p> <p>(2) 小学校の配置及び通学区域の変更は、ブロック協議において小学校数とあわせて検討する。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------|

5 着手時期（協議期間）

Cグループ（平成28年度～平成30年度）

6 ブロックの現況

(1) 児童数の動向

単位：人（学級数）

小学校名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
王子第二小学校	170 (6)	180 (8)	194 (8)	211 (7)	205 (7)	206 (6)
王子第三小学校	331 (12)	335 (12)	323 (12)	341 (12)	325 (12)	323 (12)
王子第五小学校	191 (7)	189 (7)	205 (8)	213 (8)	214 (8)	217 (8)
荒川小学校	148 (6)	150 (6)	151 (6)	154 (6)	160 (6)	166 (6)
十条台小学校	170 (6)	161 (6)	175 (7)	167 (7)	167 (6)	166 (6)
児童数計	1,010	1,015	1,048	1,086	1,071	1,078

※学級数は、第1・2学年は35人、第3学年以上は40人で学級編制を行った場合で算出している。

(2) 長期的な児童数の動向（ブロック全体）

平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成42年度	平成47年度
1,010人	1,078人	1,240人程度	1,120人程度	1,030人程度

(3) 学校施設の状況

小学校名	校地面積 (㎡)	校地の所有者	校舎建設年度(※)	校舎改修年度	校舎耐震補強年度	校舎延べ床面積 (㎡)
王子第二小学校	6,723.02	区/国/民間	昭和41年	平成 元年	平成22年	4,424.24
王子第三小学校	7,522.31	区	昭和34年	昭和60年	平成13年	4,308.17
王子第五小学校	5,447.13	区/国	昭和40年	平成 2年	平成24年(第二期)	3,853.87
荒川小学校	6,303.51	区/国/民間	昭和33年	昭和59年	平成23年	4,051.33
十条台小学校	7,924.80	区	昭和46年	平成 6年	—	3,878.74

※校舎建設年度は、第一次鉄筋化工事年度

7 学校等現況図

